裁判官鬼丸かおるの補足意見は，次のとおりである。

私は，多数意見と同意見であるが，以下の点を補足したい。

放送法64条１項は，「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は，協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」と規定しているが，その契約の内容は，原告の策定する放送受信規約により定められている。受信契約の締結が強制されるべきであることは多数意見のとおりであるところ，このことが契約締結の自由という私法の大原則の例外であり，また，締結義務者に受信料の支払という経済的負担をもたらすものであることを勘案すると，本来は，受信契約の内容を含めて法定されるのが望ましいものであろう。

現に，放送受信規約の中には，受信契約の締結を強制するについて疑義を生じさせかねないものも含まれている。すなわち，放送受信規約第２条第１項は，「放送受信契約は，世帯ごとに行うものとする。」と定めて，原則として世帯を単位として契約を締結することとしているが，これは，放送法64条１項の規定から直ちに導かれるとはいい難い。さらに，放送受信規約は，受信契約を世帯ごととしつつも，受信契約を締結する義務が世帯のうちいずれの者にあるかについて規定を置いていない。任意に受信契約が締結される場合は別であるが，受信契約の締結が強制される場合には，締結義務を負う者を明文で特定していないことには問題があろう。家族のあり方や居住態様が多様化している今日，世帯が受信契約の単位であるとの規定は，直ちに１戸の家屋に所在する誰かを締結義務者であると確定することにならない場合もあると思われる。受信契約の締結を求められる側からみても，その義務を負う者が法令上一義的に特定できなければ，締結義務を負っていることの自覚も困難であろう。

裁判官小池裕，同菅野博之の補足意見は，次のとおりである。

私たちは，多数意見に賛同するものであるが，放送法64条１項の意義に関し，木内裁判官が反対意見で触れられている点について，補足的に意見を述べておきたい。

多数意見が，民事執行法174条１項本文により承諾の意思表示を命ずる判決の確定時に受信契約が成立するとしつつ，受信設備の設置の月からの受信料を支払う義務が生ずるものとしていることについて，問題がある旨の指摘がされているが，この点については，岡部裁判官の補足意見で述べられているとおり，上記判決の確定により「受信設備を設置した月からの受信料を支払う義務を負うという内容の契約」が，上記判決の確定の時（意思表示の合致の時）に成立するのであって，受信設備の設置という過去の時点における承諾を命じたり，承諾の効力発生時期を遡及させたりするものではない。放送受信規約第４条第１項は，上記のような趣旨と解されるのであり，承諾の意思表示を命ずる判決の確定により受信契約を成立させることの障害になるものではない。

また，受信設備を廃止した場合の問題点も指摘されるが，過去に受信設備を設置したことにより，それ以降の期間について受信契約を締結しなければならない義務は既に発生しているのであるから，受信設備を廃止するまでの期間についての受信契約の締結を強制することができると解することは十分に可能であると考える。

さらに，不当利得返還請求や不法行為に基づく損害賠償請求を認めるとの考え方が示されているところ，このような構成は，受信契約の締結に応じない受信設備設置者からも受信料に相当する額を徴収することができるようにするためのものであると考えられる。しかし，不当利得構成については，受信設備を設置することから直ちにその設置者に受信料相当額の利得が生じるといえるのか疑問である上，受信契約の成立を前提とせずに原告にこれに対応する損失が生じているとするのは困難であろう。不法行為構成については，受信設備の設置行為をもって原告に対する加害行為と捉えるものといえ，公共放送の目的や性質にそぐわない法律構成ではなかろうか。また，上記のような構成が認められるものとすると，任意の受信契約の締結がなくても受信料相当額を収受することができることになり，放送法64条１項が受信契約の締結によって受信料が支払われるものとした趣旨に反するように思われる。反対意見には傾聴すべき点が存するが，放送法は，原告の財政的基盤は，原告が受信設備設置者の理解を得て受信契約を締結して受信料を支払ってもらうことにより確保されることを基本としているものと考えられるのであり，受信契約の締結なく受信料相当額の徴収を可能とする構成を採っていない多数意見の考え方が放送法の趣旨に沿うものと考える。

裁判官木内道祥の反対意見は，次のとおりである。

私は，放送法64条１項が定める契約締結義務については，多数意見と異なり，意思表示を命ずる判決を求めることのできる性質のものではないと解する。以下，その理由を述べる。

１　意思表示を命ずる判決をなしうる要件

⑴　意思表示の内容の特定

判決によって意思表示をすべきことを債務者に命ずるには，その意思表示の内容が特定されていることを要する。契約の承諾を命ずる判決が確定すると，承諾の意思表示がなされたものとみなされて契約が成立することになるが，１回の履行で終わらない継続的な契約においては，承諾を命じられた債務者は判決によってその契約関係に入っていくのであるから，承諾によって成立する契約の内容が特定していないまま，判決が債務者の意思表示の代行をなしうるものではない。

⑵　意思表示の効力発生時期

判決が命じた意思表示の効力発生時期が判決の確定時であることは，民事執行法174条が定めており，これと異なる効力発生時期を意思表示を命ずる判決に求めることはできない。

２　放送受信規約の定める受信契約の内容

放送法は受信契約の内容を定めておらず，原告の定める放送受信規約がその内容を定めている。そのことの当否は別として，放送受信規約の定める受信契約の内容は，次のようなものである。

⑴　受信契約の種別と受信料（第１条第１項，第５条）

受信契約には，３つの種別があり，１の受信契約につき，その種別ごとの受信料が定められている。

⑵　受信契約の単位（第２条）

受信設備が設置されるのが住居であれば，世帯が契約単位であり，１世帯で複数住居なら，住居ごとが単位となる。世帯とは，住居および生計をともにする者の集まり，または，独立して住居もしくは生計を維持する単身者である。

事務所等の住居以外の場所に設置される受信設備については，設置場所が契約単位であり，設置場所の単位は，部屋，自動車などである。

同一世帯の１の住居に受信設備が何台あっても，契約は１，受信料も１であり，住居以外の場所では１の設置場所に受信設備が何台あっても，契約は１，受信料も１である。

⑶　受信契約書の提出義務（第３条）

受信設備を設置した者は，遅滞なく，①設置者の氏名及び住所，②設置の日，③受信契約の種別，④受信できる放送の種類及び受信設備の数などを記載した受信契約書を原告に提出しなければならない。

⑷　受信契約の成立（第４条第１項）

受信契約は受信設備の設置の日に成立するものとする。

⑸　受信契約の種別の変更（第４条第２項）

受信契約の種別の変更については，受信設備の設置による変更は設置の日に，受信設備の廃止による変更は，その旨を記載した受信契約書の提出の日に，原告の確認を条件として，変更される。

⑹　受信料支払義務の始期と終期（第５条第１項）

受信契約者は，受信設備の設置の月から解約となった月の前月まで，受信料を支払わなければならない。

⑺　受信契約の解約（第９条第１項，第２項）

受信設備を廃止すると，受信契約者は，その旨の届出をしなければならない。原告が廃止を確認できると，届出があった日に解約されたものとする。

３　放送受信規約の定めと意思表示を命ずる判決をなしうる要件の関係

⑴　放送受信規約による契約内容の特定

受信契約の承諾を命ずる判決には，承諾の対象となる契約の内容の特定が必要なところ，判決主文において明示するか否かを問わず，判決の時点における放送受信規約を内容とする受信契約の承諾を命ずることになる。そこで，放送受信規約の定めが，それ自体として，契約内容を特定するものとなっているのか否かが問題となる。

⑵　放送受信規約による契約内容

放送受信規約は，受信設備設置者が設置後遅滞なく前記２⑶の事項が記載された受信契約書を提出して受信契約が成立することを前提としている。そのようにして受信契約が締結される限り，受信契約が受信設備設置時に遡って成立すると合意することは可能であり，１世帯に複数の受信設備があり，受信設備の種類が異なっていても，提出された受信契約書の記載によって，契約主体，契約の種別を特定することは可能である。